

平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年3月13日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時05分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

指導課長 渡辺

指導課担当課長 市川

教育改革推進担当担当課長 田中

教育改革推進担当課長補佐 牧田

文化財課長 小林

教職員課長 小田桐

担当係長 外山

書記 今村

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

11月及び12月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 21名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

議案第71号 人事については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、濱谷委員と吉崎委員をお願いいたします。

7 報告事項

報告事項 No. 1 請願第14号（2016年度使用教科書の採択に関し、改訂「地教行法」の趣旨を踏まえての採択手順で採択を求める請願書）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

－請願第14号読上げ－

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分程度にするか、審議いただきたいと思います。

以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただ今報告のありました請願第14号の取り扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 請願第15号（2016年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

引き続きまして、教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。同様に、書記より読み上げさせていただきます。

－請願第15号読上げ－

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分程度にするか、審議いただきたいと思います。

【峪委員長】

ただ今報告のありました請願第15号の取り扱いにつきましては、今後審議していくというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということはいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 3 川崎市立中学校の生徒死亡事件について

【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

【指導課長】

それでは、報告事項 No. 3 「川崎市立中学校の生徒死亡事件について」の経過報告につき

ましてご説明申し上げます。

3月3日に、第1回庁内対策会議及び第1回教育委員会事務局検証委員会の合同会議が開催され、当面の取組について検討いたしました。

3月6日には、文部科学副大臣と市長、教育長、市民・こども局長の面談がありまして、文部科学省から、

- (1) 正確な事実関係を把握すること。
- (2) 外部有識者を交えるなどして、十分検証すること。
- (3) 再発防止策の検討に当たり、警察や児童相談所等の関係機関とも十分連携を図ること。

という依頼がございました。

また同日には、第2回教育委員会事務局検証委員会を開催し、これまでの間の情報共有を図るとともに、今後の調査の進め方等について検討し、今後、検証委員会は、今月末までの中間報告の取りまとめに向けて、随時開催していくことといたしました。

3月9日には「ダイヤルSOS」を開設いたしました。これは、学校内外を問わず、児童生徒自身や友達に重大な被害が生じた時や、生じる危険があると判断した時に、通報あるいは相談してもらえるように開設したものでございます。この「ダイヤルSOS」は、これまでの教育相談機関に併設する形で開設しております。お手元のチラシは、「中学校・高等学校用」でございますが、この他に「小学校・支援学校用」「聴覚障害の子ども用」をそれぞれ作成し、児童生徒に配布いたします。また、市のホームページにもアップいたしました。チラシにはその他の相談窓口も合わせて掲載しておりまして、この度改めて周知を図ったところでございます。

また同日には、文部科学省の「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」について回答をしております。

3月10日は、教育委員へ3月2日から9日までの経過を報告させていただきました。

3月11日は、本市の「児童生徒の長期欠席者の状況把握」の調査の締切日でございますので、各学校から提出されたものについて、検証の参考とするとともに、今後公表してまいりたいと考えております。

3月12日は、市議会の総務委員会におきまして経過報告を行ったところでございます。委員からは、「ダイヤルSOS」の開設において相談窓口がいくつもあるため、サンキューコールのようにワンストップにして、そこから関係の窓口へ転送する仕組みづくり、及び電話受付の時間帯に関する意見や、その他保護士は、地域の情報を学校よりも有している場合があるので、連携の有効性などについての意見もいただいたところでございます。

3月13日、本日午前中ですが、文部科学省の「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」結果公表に伴いまして、本市の調査結果の内訳を公表いたしました。

「文部科学省児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果について」をご覧ください。「1調査の目的」でございますが、各学校において、神奈川県川崎市において過日発生した中

学 1 年生殺人事件の被害生徒同様の危機にさらされている可能性のある児童生徒を適確に把握するとともに、組織として緊急に対応していくことを目的とするものでございます。調査結果の(1)は、2月27日時点で、学校において7日間（授業日）以上連続して連絡が取れず、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもので、中学校、男1名、女1名、合計2名でございます。

調査結果の(2)は、(1)に該当するもののほか、学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもので、中学校、男5人、女3人、高等学校、女1人、合計9人でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をご覧ください。こちらは先ほどの集計結果の内訳になります。(1)につきまして、「中学校男子」は、家出の状態が続いており、調査時には市外の友達の家にいたという情報がありましたが、安否の確認はできておりませんでした。本調査提出後に、担任が母親と一緒にいるときに母親の携帯から本人と連絡が取れ、所在確認ができ、登校支援を行っております。「中学校女子」は、家出状態が続いており、警察への捜索願が出ています。本人の携帯のGPS情報から本人の所在が特定されており、周辺の警察署、教育委員会と連絡を取り、状況の確認を進めています。

次に(2)については、現在登校していますが、他校生徒とのつながりがある生徒ということでございます。「中学校男子」は、家出をしていた時期もあり、他校生徒のつながりが明らかになった。家出中は本人と連絡が取れなかったが、現在は家庭とともに生活改善を進めております。「中学校男子」は、深夜徘徊、家出を繰り返しており、他校の生徒との関係が深くなった。児童相談所、県警少年保護センター、市教委とケース会議を開催し、今後の指導について共通理解を持つようにしています。「中学校男子」は、他校生徒と行動をともにすることが多く、警察に補導されたこともある。現在、児童相談所、県警少年保護センター、福祉関連機関、市教委とケース会議を開催している。「中学校男子」は、他校生徒と行動をともにし、触法行為があった。現在、家庭裁判所と連携して、生活改善を進めています。「中学校男子」は、他校生徒と交友範囲が広く、深夜徘徊、家出を繰り返している。警察と連携し、生活改善の指導を行っている。「中学校女子」は、ゲームに夢中になり、家出を繰り返す。友達の家や公園で夜を過ごすこともある。現在、子ども家庭センターと連携し、生活改善を進めている。「中学校女子」は、他校生徒と一緒に深夜徘徊をし、家出をしたこともある。保護者と協力して生活改善を進めています。「中学校女子」は、たびたび家出を繰り返し、他校生徒への暴力事案に関わった。現在、家庭裁判所と連携をとり生活改善を進めています。最後に、現在登校支援をしている生徒ということで、「高等学校女子」は、家出を繰り返しており、警察と連携し、改善を進めています。

文部科学省緊急調査結果の本市の公表につきましては、以上でございます。

このたびの、被害生徒の中学校への聴き取りでございますけれども、教員及び生徒の心のケアに留意しながら、現在行っているところでございまして、今後も聴き取り調査を進め、

これを基に検証のための調査を進めてまいります。

以上で、経過報告の説明を終わりにさせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんご質問等はございますか。

【中本委員】

検証委員会の聴き取りで、実際に子どもたちとたくさん触れ合っていると思うんですが、子どもたちの様子を教えてください。

【指導課長】

区の教育担当が中心となりまして、学校に入っているいろいろな聴き取りをしております。そういった情報の中で、比較的落ち着いて学校生活を送っているという報告を受けております。ただ少しずつ時間が経つにつれまして、不安定になっている部分も出てきているということで、担任の先生が必要に応じて教育相談を実施しているということで、報告を受けております。

【濱谷委員】

今お聞きしたんですけれども、ちょうどこれから春休みに入っていくって、4月になったらまた新しい学年ということで、友達関係などいろいろ変わる子もいると思うので、そこらへんがちょっと心配だなという思いがあります。で、春休み中は学校に行くのではなく近所や地域にいたり、どこか遊びに行ったりとか、友達関係もそこでまた深まったりいろいろあるかと思しますので、ご家庭とも連携を取ってそのへんのことをちょっとフォローしていく状況を、地域や家庭や学校はもちろんいろいろ調べられたり聴き取りをされているのはわかりますけれど、もうちょっと地域にも関わっていただいて、春休みこそ上手に乗り越えないと、またもっと違う芽が誕生しないとも限らないので、そのへんのことを1つの学校だけでなく周り全体で、またネットの情報によると横浜の生徒も関わっていたりいろいろあるようなので、川崎だけでなく近辺とも連携を取って、できるといいかなとすごく思って、日中大人の目が行かないところで子どもだけにいる時間も長くなると思うので、ちょっと不安だなと思っています。

【指導課長】

学校への聴き取りの中に、春休みにつきましても卒業生も含めまして、春休みの期間中でも学校のほうに先生方の相談体制を作るということ聞いておりますので。また、そのアナウンスも生徒のほうには、春休みも卒業した3年生でも何かあったら相談しに来てね、ということで、すでにご案内しているということ聞いております。

【教育長】

今に関連していますけど、この学校だけではなくて全ての学校に対して学年末、学年始めの春休み期間中の児童生徒指導の徹底を図るように、毎年度、毎回行っているものがありますけれども、このことを踏まえまして、再度その内容も含めながら各学校で児童生徒指導をこの休業中にしっかりと行って、子どもたちが望ましい過ごし方ができますように指導をお願いしているところです。

【指導課担当課長】

今、教育長のほうからもありましたように、いわゆる学校を休みがちだった子たちについては、春休み中も家庭訪問していただいたり、そういうことも今回新たに春休みの通知の中に入れてもらいました。ですので、休み中も細かに、こういう休みがちな子たちのケアと、新年度いいスタートができるように、春休み中といえどもそういうふうなことをしていただけるよう、お願いしてあります。あとやはり地域のほうからも町内会や地域教育会議、民生委員の中からも、いろいろな意味で協力したいとお話も教育委員会のほうにいただいておりますので、地域自ら立ち上がってそういうふうに協力していきたいというお声もいただいておりますので、ぜひ協力していきたいと思っています。

【濱谷委員】

そうですね。

【吉崎委員】

2点あります。1つは文部科学省のほうからも言われているんですが、外部有識者を交えての検証委員会を作ってほしい、と言われていると思うんですが、現在は事務局の中での検討委員会だと思うんですが、あと、省庁の中ですね、対策会議だと思うんですが、今後外部の有識者を入れるということでの検討委員会というのはどういうふうに考えているのかということ、事務局として、それがまず1点です。

【指導課長】

外部有識者につきましては、分野的に学校の分野だったり、保健福祉の分野だったり、あるいは法律関係の弁護士など、いくつかの分野がありまして、どういった分野からどういう有識者にご意見をいただくかと。有識者のご意見をいただく方向で、庁内対策会議で調整している段階でございます。

【吉崎委員】

実践中ということですね。それはぜひしていただきたいと思います。それから2点目なん

ですが、前のときもちょっと言ったんですが、この「ダイヤル SOS」はいいと思うんですが、これを見ますと電話が 2 つありまして、電話相談ホットラインという委員会と、人権オンブズマンの子ども安心ダイヤルという 2 つがありまして、このチラシは中高生なんですけど、生徒たちにとってはどちらがかけやすいのか、逆にどちらもかけにくいのかよくわからないんですが、これ緊急の場合ですね。なぜそれを言うかという、今回の大変残念な事件においても、本人が言えなくても友達がわかっていたら救いの手を、ということで、自分たちにできなければ大人に相談するということがひとつ考えられると思うんですが、その場合に、友達が本当に困っている状況のところを相談するのはどちらがいいのか、何かこれは一本化したほうがいいのか、先ほどの話では市議会の総務委員会で話があったそうですが、これは生徒たちにとってどちらにどうかけたらいいのかは、よくわかるんでしょうか。これだけ送られているわけですよね、説明して、子どもたちには。

【指導課長】

子どもたちにはそうです、このチラシ 1 枚です。

【吉崎委員】

そうですね。だから子どもたちにとってはこの違いがよくわからないのと、どういうふうに子どもたちには周知されているんでしょうか。

【高橋委員】

ちょっとそれプラスでいいですか。私は保護者の立場で入っていますので、今日いろいろこれにあたっていただいている資料をいくつかかき集めてきて、こういうものが川崎市教育委員会から様々なメールとか電話とかの資料をいただいている中では、たくさんパンフレットや電話番号をもらうんですけども、今吉崎委員からおっしゃっていただいたように、いったいどれにかけたらいいのか分からないとか、またこれに関して言えば保護者として実際にうちの子たちのためにこういうものをもらって、保護者としても悩んだときにどう対応したらいいのか、自分に置き換えて今回考えてみました。そうすると多くの保護者が、例えば PTA のいろいろな活動とかがあったときに、まだまだ世の中全般的には女性活躍というような話も出ておりますけれども、女性の方々が参加されていることが多いです。授業参観も。そして私たちがどのようにやり取りをするかという、やはりメールなどでやり取りが非常に多いし、これは親も子どももすごく多いですよね、こういったスマートフォンを使ったりとか。で、ちょっと前から親が働くということも社会情勢上、また社会が応援しているということで、多くが PTA に参加するということでの母親が多いんですが、そこでじゃあ働いていたとしたらどういうふうに困ったときに行動するのだろうかというふうに自分を置き換えたときに、やっぱりちょっと日中だと難しいという方もたくさんいるのではないかとこのように思っています。私は補足資料を作ってきたんですが、

これは自分に置き換えたときということで、これはお仕事をされていない人、お仕事をされている人、フルタイムで働いている人、パートタイムで働いている人、ダブルワークをしている人、そういった人たちが困ったときに、これは平日です、土日は違うのかもしれないですけど、どのように行動するのかなと考えたときに、やっぱり日中はなかなか多くは連絡を取りにくいと、メールも電話も。ではどうして取りにくいかとしたら、働いている会社で雇ってもらっているわけですからそれに専念義務がありますよね、というときに陰で電話するというのは非常にやりにくいわけです。そうするとやっぱり電話もごちゃごちゃしているし、では総務委員会ですぐにいただいたようにサンキューコールという教育委員会のページからあるわけですから、そういったものを SNS の環境や、また今学校では緊急時に登録されているメールなどがありますよね、例えば明日は大雨のためお休みです、というような連絡が来るわけですが、そういったメールのほうに、これも緊急時ですから利用目的というのはクリアしていると思うし、そういったところにサンキューコールのような、添付されているアドレスに送るということが、例えば馴染みがあるのではないかと。電話がいい人とメールがいい人と、そういった問い合わせフォームがいい人と、そういう行動パターンを取ると、長くなりましたが私も吉崎委員と同じように、ここはちょっと疑問点もあるので、行動パターンも 1 つ 1 つ検証しなければいけないんじゃないか、そこには問い合わせフォームのようなものを、より身近にというか、添付していくというのも非常に大事なんじゃないかと思っているので、あわせてご回答いただきたいと思いません。

【指導課長】

今委員からおっしゃられたとおり、今この社会はいろいろな情報の伝達の手段というものがございまして、今回はダイヤル SOS ということで今まで使っていた番号をそのまま、教育問題全般の電話番号を SOS も受け付けていますよという形にさせていただきました。月曜から金曜の時間帯もそのままということで、緊急的に対策をさせていただいたところですが、あえて言いますと 24 時間のいじめ電話相談とかそういったものもございしますが、確かにメールだとか FAX だとかいろいろな手段・方法があろうかと思しますので、またこれは教育委員会所管のものと教育委員会以外の所管のものもありますので、あわせて今検証している中で庁内対策会議も同時進行的にやっておりますので、昨日の総務委員からもご意見をいただいております、今日また教育委員からご意見をいただいておりますので、庁内対策会議のほうと、こういった意見があったので、ということで課題出しをして、こういったことが考えられるかということで、検証すると同時にこの件についても検討していきたいと思っております。

【吉崎委員】

もう 1 点だけよろしいですか。その場合に、大人の目線だけでどういうふうにしたら情報

が入ってくるかという。子どもから、場合によっては親から。子ども当事者だけでなく友だちからということがあるんですが、ちょっと子どもに聞いてみるというんですか。

【指導課長】

どういうふうにかげやすいかということですか。

【吉崎委員】

かけるってメールもあると思うんですけどもね。だからどういうことだったら、そういうことを緊急の場合の連絡というか、友だちが困っているという状況だとかいうことを伝えられるのかということ、小中学生、そんなに大規模調査をしろということではないんですよ、ちょっと学級に聞いてもらってみて、それで、担任が聞くのがいいのか教育委員会の担当者が聞くのがいいのか誰が聞くのいいのかわかりませんが。だけど子どもの視点から問い直してみたらどうでしょうか。私はそこが一番の問題点のような気がしています。大人が何とかなるでしょうと言っているんですが、議論としては。そうではなくて子どもからどういうふうにそれを我々が捉えられるかという視点が、子どもの視点がちょっと足りていないというか、そのへんのところをちょっと。本当は検証委員会も子どもが入ったほうがいいんですよ、それは無理だと思うんですが。そのぐらい、子どもたち当事者の視点というのが大事なような気がするんですけどね、このへんもご検討いただけますでしょうか。

【高橋委員】

それに付随して、今のご意見私もまったく同感です。それに関しては、川崎市というのは全庁的に「川崎市子どもの権利に関する条例」というのをいち早く作ったわけで、教育委員会に限らず川崎に住む市民はみんなこの条例を守らなければいけない、これは誰が作ったかという子どもが中心となって作った、今これは全庁会議になっていますので、すごく素晴らしい子どもの視点に立ってというのを、早い段階でやろうということすでに平成13年から施行されていますので、もう一回全庁に戻ったときに、みんなで子どもを支えるのだというところに立って、保障と参加というところが中心になっていると思うんですけども、ここをもう一回見直すと、地域は子どものために何をするのか、そして行政は何をするのか、親は何をするのか、そして事業者は何をするのか、ということはかなり細かく子どもの目線に立ってみんなで作ってきた、ここの原点というか、連携という言葉は今使っていますけれども、検証と同時に再発防止に関してはこの視点が非常に大事だと思っています。さっき少し働くというところで触れましたけれども、今日本はダイバーシティとか女性の活躍とかいうのを、超高齢社会ということで非常に盛り上がっていますけれども、これは両輪だと思うんですね、一方でそっちが加速していくと、子どもを忘れてはいけないよということがこの条例に書かれていて、事業者はそのために、例えばそ

ういうお子さんたちがいる方を雇っていたら事業者も努力しないといけないよ、ということも書かれているんですよね。だからすごい大事な視点だし、ぜひここをもう一回全庁的に、これは全ての川崎市民がこれを守るという視点に立つと、ご協力いただいた、先ほど協力したいと言っていた地域の方や様々な方からも手を挙げていただいているということなので、これは非常に大事にさせていただきたい視点なので、お願いしたいと思います。またもう 1 点だけ。今年度ずっと、昨年から未来の教育プランというところで、いろいろなプランを現在過去も含めて教育委員会としてもプランを作ってきて、未来のための 10 年プランというのを目指してということでやってきた中に、いっぱい見直しをして特別支援教育推進プランの中には、もうすでにこの視点は随分前からこれ大事だよねということで、支援大事だよねということで、コーディネーターを配置して取り組んできた中でもなかなか教育委員会だけでは難しい部分がたくさんあるので、そのへんも踏まえて全庁的な体制整備というのをやっていただけたらと思います。

【中本委員】

連絡のしやすさや、取組の形がどうであるべきかということも大事なんですけど、やはり子どもの情報をたくさん持っているのは学校ですし、こんな事件になってしまいましたが、検証の中で大切にさせていただきたいのは、学校側が持っていた情報を、警察なり市のそういう機関であったり、情報を共有できる仕組みがあったかどうかということです。学校側が遠慮してかどうかはわかりませんが、相談をするのにちょっとハードルが高かったんじゃないかなと。そこを危惧しております。実際の個々に起きている様々なバリエーションの問題を、そのつど適切なセクションとつなげることができなかったのかなと。そのつながりの部分を検証としていただき、学校側の他の機関との連携についても、再発防止のためにも検証していただきたいと思います。

【高橋委員】

それに付随して、私は今年度中学校をかなり回らせていただいているんですけど、普通の姿を見たときに、やっぱり前から課題となっている先生たちの多忙化というのは非常にあるのだろうというふうに見て感じています。それがなぜ多忙なのかというところを、これイコールやっぱり考えていかないといけなくて。私は労務を見る社会保険労務士でもあるので、労務的なところである意味専門家といわれるような部分なんですけれども、じゃあなんでそんなに多忙なんだろうと中を紐解いていかなきゃ、例えば子どもに寄り添うということが中心なんだよというふうに立ち直ったときに、じゃあゆっくり考えたりとか見立てをできるようにとか、様々な先生方が一番近くにいたときに、そういった心の余裕も含めた状況でないと、今後ますます、個別対応とかいろいろな中身でやられているんだと認識しているので、これは保護者の立場でもあり、社労士の立場でもあり考えると、そのいろいろなことの余裕というのをやっぱり教育委員会側は検証して再発防止のときには、

そこも含めて考えていただきたいです。本当に細かい話、何を優先しても、子どもに寄り添うということが優先ですね。何かもしかしたら削れるものがないのだろうかとか、よくある会議だとかないのだろうかとか、そういうところもなかなかおそらく私自身もこの立場になっていなかったらそこまで知らなかったのかもしれないという、保護者だから入ったんだけど、実際入ったらそういう全般的にはほぼみなさんそうだと、それは一般社会に出たときに非常に厳しいですよ、考える時間、心の余裕がないと先生が倒れちゃうから。何よりも子どもに寄り添うということを大事にするときに、そういった優先順位というか、再発防止のときにはぜひ考えていただきたい視点としてですね。そこは実際にはなかなか世の中全般に、私が本当にここに入らなかったら知らなかったんだろうなというふうに思うし、多くの人は知らないんだと思うんですね、わざわざ知らせる必要もないと思うのかもしれないですけども、子どものためにと思っているからこそそうなんだと、先生たちはそうなんだということだと思んですが、そこもお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【濱谷委員】

問題があるお子さん、あるいは保護者の方が何かあって例えば学校に電話が来ます、そのときにすぐに問題点をおっしゃる方はないんですね。で、何か苦情の電話だとか、私も学校にいましたからいろいろ受けると、最初は雑談のような、何を本当は話したいのかわからないほど長々とお話しした後にやっと本音の部分が出てくるという感じで、それこそ電話は1時間かかったりするんですよ、本当に困ってらっしゃるなというのわかるんですけど、何を本当は言いたいのかなというのをつかむまでに結構時間がかかって。担任の先生だったら授業もしなければいけないし、とてもそんな時間が取れません。私は栄養士でしたので給食に関係することは私が受けますという感じで、苦情を受けたりいろいろしました。かかってくると1時間ぐらいの話も結構あるんです。で雑談をして打ち解けてやっと本音の話が出てきて、何が困っているかがやっとわかって話ができるというような状況になるので、役所にいたときもそうでしたけど、本当に困ってらっしゃる方からの電話はそのぐらい時間がかかるということと、あとは、今はLINEやインターネットなど、見えないうところでのやり取りがすごいですので、そのへんがやっぱり本当に問題かなというときにつかめるように、警察のほうでは本当に事件が起きないと、例えば家の隣にいる人が困っていますと言っても、事件が起こるまでは来ていただけないのと同じように、学校や子どものことであっても、本当に対応していただけるかといったら、なかなか難しいだろうなと思うんです。ですから、小さいお子さんが家で何かあったとかいうのも保健師や保健所の方たちが尋ねていっても、「子どもは今日はいません」とか「親戚に行っています」となかなか会わせていただけない、何回行っても子どもの様子が見えないという感じで、かといって家に入ることはできないわけで、個人を守らなければいけない、個人情報は大事にしなければいけないという法律にがんじがらめになっている部分があって、本当は入

っていけば助けられたかなというようなことも、世の中いろいろ報道で流れるじゃないですか。ですから何か全体でこれをきっかけに、といったら変な言い方なんですけども、ちゃんとそういうところに入見れるように、警察ともちゃんと連携が取れるように、個人情報とか個人の大切な部分というんじゃないで、本当に困っていそうであれば入れるように、何かしていかないと防げないと思います。ですから、そういうところにも大きな声でこの検証委員会では訴えてもらえるといいのかなと、私は思っています。

【峪委員長】

よろしいですか。検証の進み具合といいますか、あるいは留意点というような気を遣っていらっしゃることとか、そういうことはありませんでしょうか。

【指導課長】

先ほども申し上げましたが、区の教育担当を中心に、今学校への聴き取りは5名体制で行っておりまして、計画的に進んでいるというふうに報告を受けております。また、中間報告取りまとめに向けましては、難しいところは亡くなられた上村さんご本人とご家族に対してのプライバシーに十分配慮していく必要があるというふうに思っておりますので、今後の進め方とか中間報告の公表の仕方につきましても、そこらへんをやはり、保護者の方の意向などよくお話を伺いながら対応していく必要があると思っておりますので、十分注意して検討してまいりたいと思っております。

【峪委員長】

ありがとうございます。

【濱谷委員】

あと最後にすみません。この担任の先生がすごく心配だなと私は思います。担任の先生一人が責任を感じたり、なんであそこでできなかったのだろうとか、きっといろいろなことを思っていると思うので、担任の先生のフォローをぜひよろしくお願いしたいなというのを思っています。

【指導課長】

はい、担任の先生ももちろんなんですけれども、他の学校の教員皆さんに、すでにスーパーバイザーといいますか、特別な専門家を入れまして、担任の先生はもちろん、教員の皆さんのケアに努めているところでございます。

【濱谷委員】

ありがとうございます。

【高橋委員】

再発防止というところで、今回出していただいた不登校の資料とかが非常に危険がある、恐れがあるということで出ていますけれども、再発防止に関しましてはもう少し幅広いところとかもやっていくと思うので、例えばそういったなかなか学校に来れにくいというときに学校以外のところという視点においては、例えば報道とかではSSWに相当フォーカスが当たっていますけれども、スクールカウンセラーとかこれは公のところの学校の中だけじゃなくて、今福祉のサービスとかで様々な、児童福祉法とか総合支援法の中でサービス支援が取れるようになっていて、その中には例えばなかなか学校に行きにくいというお子さんたちで、障害の可能性があったり障害の方だったりという方が利用できたりもするんですね。そうすると、民間のカウンセラーというのがついていたりするんですよ。私も障害の事業をやっていますから、そういったところにも相談に行かれたりというのが。そうすると保護者は迷ってしまったりするので、そういう方たちもいるということをもまず認識いただきたいのと、そのときに、迷ってしまうというところにも聞きに行きたくなくなるという心理も保護者側にはあると思うので、そうするとなかなかそれも学校だと見えにくいという場合もあると思うんですね、子どもが中において保護者が近くにいるんだけど、この保護者はいろいろなところにも聞きに行っちゃってて、そのこっち側で聞いた民間のカウンセラーが「いやいや、今の状態だと学校に行かないほうがいいよ」と、実際言ったアドバイスをするような方もいらっしゃるんで、そういう方たちも実は民間でも支えているということが、連携が取ればいいんだけど、連携が取りにくくなってしまいうことあるんだということをご認識いただいての、全庁的なもので考えていただきたいと思います。

【峪委員長】

かなりたくさんお考えをいただきました。特に当該校や周辺の学校の子どもたちがある程度落ち着いているというのは、安心な材料だったかと思うんですが、それでもまだ不安な子もいるというお話もありましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。たくさんさんの貴重な意見を頂戴しましたが、これをまた生かしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

【教育長】

今いろいろご意見を頂戴しましたので、検証に生かせるものもございますし、これからの要望を図っていく上で生かせるものもあります。中には少し時間をかけながら解決しなければいけない課題もありますし、教育委員会、学校だけで解決できる問題でなくてむしろ他の機関とも関わり等があり、ご意見もありましたように重要だということも感じますので、庁内の対策会議におきましても、今いただきましたご意見など十分その会議に反映するような形で取り組んでまいりたいと思ひます。

【峪委員長】

ありがとうございます。それではこの報告に関しまして、よろしいでしょうか。

【庶務課長】

関連してなんですけれども、第1回の市議会定例会の予算審査特別委員会が火曜日に終了いたしました。この報告を受けまして各委員から、この事件に関連した質問がございましたので、ご報告をさせていただければと思います。参考資料がお手元にあるかと思いますが、ご覧いただければと思います。

主なものとしたしまして、1ページをまずご覧いただきまして、初めに自民党 原委員の質問の②でございます。児童生徒の相談に対する緊急的な対応、恒久的な対策についてのご質問がありました。教育長からは、学校内外を問わず児童生徒自身や知人の生命・心身・財産に重大な被害が生じたとき、または生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるよう、3月9日よりダイヤル SOS を開設し、当分の間専用電話で対応すること、また長期欠席児童生徒の把握、緊急避難を要する児童生徒への対応を含む児童生徒理解の検証、保護者・家庭・地域との連携の検証、校内体制の検証、学校・教育委員会・関係機関相互の連携の検証、そして生命尊重・人権尊重教育の検証結果を踏まえながら、恒久的な対策につなげていきたい、と答弁をいたしました。

2ページにまいりまして、質問の⑥でございます。総務省から児童生徒虐待通報窓口として開設する電話番号 189 との連携についてご質問がございまして、3ページにまいりまして、教育長からは、児童虐待に対する児童生徒からの相談の通報を受ける電話番号として、189 を利用できるよう、相談カードに掲載するとともに、子ども本部や区役所など関係局との連携を図り、学校生活のみならず、児童生徒の日常生活面について、地域全体で注意を払って見守りながら、児童生徒の虐待等の早期発見・対応に努めると答弁をいたしました。

次に公明党の田村委員の②でございます。学校現場のいじめ・人権にかかる教育・指導の在り方についての質問がございました。市長からは、今回の痛ましい事件を二度と繰り返さないために、子どもの SOS を大人が受け止められる全市的な体制づくりに全力を挙げて取り組むこと、いじめ・差別をはじめとする人権侵害や暴力行為は、人間として絶対に許されない行為であるとの認識を一層深めるとともに、規範意識や実践力を高めるよう、学校が一丸となって、教育・指導に当たることが極めて重要である、と答弁をいたしました。

次に4ページにまいりまして、質問の③でございます。関係機関との連携強化に向けての見解と取組についての質問がありまして、教育長からは、検証委員会においては、児童生徒理解、保護者・家庭・地域との連携、校内体制、学校・教育委員会・関係機関相互の連携、生命尊重、人権尊重教育につきまして主に検証を進め、これらの検証結果と庁内対策会議等における検証を踏まえ、各警察署、児童相談所、区役所等との連携強化を図り、再発防止に努める、と答弁をいたしました。

次に 5 ページにまいりまして、公明党 浜田委員の質問①でございます。スクールソーシャルワーカーの派遣要請、派遣訪問の基準、生徒個人への連絡の原則等への質問がございまして、教育長からは、スクールソーシャルワーカーの派遣については、学校が、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることによって、児童生徒の抱える課題が改善すると捉えたとき、学校から区教育担当に派遣を要請するもので、今後は学校に対してスクールソーシャルワーカーの一層の周知を図り、積極的な活用を促進すること、家庭訪問の基準につきましては、日数については特段の規定はなく、児童生徒や家庭の状況から、学校が家庭訪問をする必要があると判断した場合に適時行われること、携帯電話での生徒個人への連絡については、学校の教職員が生徒個人に携帯電話やメールで個人的なやり取りをすることは、原則的に禁止している、と答弁をいたしました。

7 ページにまいりまして、質問⑤でございます。学校警察連絡協議会の設置単位と開催頻度についてのご質問がありました。教育長からは、本市の学校警察連絡協議会は全体協議会を年 2 回開催し、市内 8 警察署管内を設置単位とする地区学校警察連絡協議会は、年 4 回から 5 回開催されており、今後さらに連携を深めてまいりたいと考えている、と答弁をいただきました。

8 ページにまいりまして、質問の⑥でございます。調査結果についての意見を有識者に伺うのは、必要に応じてではなく必要とするべきである、とのご質問をいただきまして、教育長からは、検証委員会で調査したことは、庁内対策会議にも報告し、教育委員会会議において教育委員にもご報告し、それぞれの立場で専門的な見地からのご意見をいただくこと、外部有識者のご意見をいただくにあたり、教育委員会の検証委員会に入っているのか、庁内対策会議に入っているのか、これから調整をしていく課題であること、と答弁しております。

10 ページにまいりまして、公明党 沼沢委員のご質問の④でございます。ダイヤル SOS の受付時間を夜の 8 時までにはできないか、との質問がございまして、教育長からは、このたびは長期欠席児童生徒の課題が大変大きいとの認識があり、いままでの相談機関の周知とあわせて、ダイヤル SOS の開設を急遽行いまして、利用をご案内しているところである、と答弁いたしております。

次に 12 ページにまいりまして、公明党 岩崎委員の質問②でございます。地域の青少年補導員などの協力についてご質問がありまして、教育長からは、今後の警察との連携のあり方を検証するとともに、情報交換のみで終始することなく、学校、教育委員会、警察、児童相談所、少年補導員等がそれぞれの立場から早急に対応が必要であると判断した事案については、相互に連携しながら速やかに対策を図るよう、学校警察連絡協議会全体協議会の場で各地区に協力をお願いしていく、と答弁をいたしております。

次に 13 ページにまいりまして、無所属 為谷委員の質問②でございます。川崎区に不登校児童生徒数が多く、地域課題として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員配置という事をすべき、との質問がございました。教育長からは、区の対応力を

一層強化する必要性を感じておりますので、区の実情に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や配置の在り方等を改めて検証しながら、不登校対策のより一層の充実に向けて推進していく、と答弁をいたしました。

次に14ページにまいりまして、自民党 鍋木委員の質問①でございます。加害者になるような人間がどうしたら学校から存在しないような現場になるかに力点を置くことこそ、教育の現場として、あるべき姿勢ではないかという質問がございました。15ページにまいりまして、教育長からは、人間としての在り方生き方の基盤・基軸を築くためには、成人・社会人に至るまでの過程で、発達段階に応じて社会的資質や行動力、規範意識などが高められるよう、学校、家庭、地域が一丸となって、指導、援助することが極めて重要であること、新年度から「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校において、保護者、地域の皆様と協働して意図的・系統的に推進することで、将来に向けた社会的自立に必要な能力や態度を育み、共生・協働の精神を培うことを大切にする取組とすること、児童生徒の問題行動等に対しては、警察や児童相談所などの関係機関との連携・協力のネットワークを一層強化するとともに、家庭や地域、青少年健全育成団体等との連携を図りながら、児童生徒の健全育成に向けて、教職員が毅然とした姿勢で、組織的に児童生徒指導を行えるよう取組を推進してまいりたい、と答弁をいたしました。

その他の質問及び答弁書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。いただきました委員会での質問等も含めまして、今後の検証、または庁内対策会議において、再発防止の参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは、報告事項 No. 3 及びただいまの参考資料について、あわせて承認ということよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

8 議事事項 I

議案第67号 学校運営協議会を設置する学校の指定について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

議案第67号「学校運営協議会を設置する学校の指定について」ご説明いたします。

事業概要でございますが、ご承知のとおり、学校運営協議会制度は、平成16年6月に改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会で学校を指定して、学校の運営に関して協議する機関として学校運営協議会を置くことができるというものでございます。保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって、学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ適確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことがねらいでございます。あわせて、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待され、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める仕組みとしても有効であるとされております。このイメージにつきましては、お手元にお配りいたしました、文部科学省の「コミュニティ・スクール」のパンフレットをご参照いただければと存じます。本市におきましても、法改正を受けまして、平成18年3月に「川崎市学校運営協議会規則」を設定し、取組を始めました。同年12月に、川中島小学校、東小田小学校、南河原小学校、土橋小学校の4校を、また2年後の平成20年12月に、上丸子小学校、東橋中学校、中野島中学校、金程小学校の4校を、学校運営協議会設置校、いわゆるコミュニティ・スクールに指定いたしまして、以来各校では、学校運営協議会を核といたしまして、それぞれの学校・地域の実情に合わせた取組・実践が重ねられております。もう1つのパンフレット「地域とともに歩むコミュニティ・スクール・ガイド2015」の2ページをご覧ください。本市のコミュニティ・スクールでは、学校運営協議会が学校運営に対して意見を述べるだけでなく、何々コミュニティ、何々部会といったものを組織いたしまして、環境の整備や防犯・防災対策をはじめ、読み聞かせや体験活動のサポート、地域の教育資源とのつながりなど、保護者と地域が一体となりましてよりよい教育活動に向けた支援を行っている点が大きな特徴となっております。各校の活動状況につきましては、続く3ページから10ページに紹介してございますので、後ほどご確認ください。指定校の取組の成果を、指定校の中だけではなく指定校以外の学校や地域でも共有していただくために、担当といたしましては、毎年、コミュニティ・スクール・ガイドの発行やコミュニティ・スクール・フォーラム in Kawasaki の開催をしております。議案第67号にお戻りいただきまして、このたび3ページならびに5ページでございますように、荻宿小学校ならびに稲田中学校から、新たに指定の申請がございましたので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」ならびに「川崎市学校運営協議会規則」に基づきまして、学校の指定を行うものでございます。指定する理由でございますが、学校から提出されました4ページならびに6ページの設置申請理由書にもございまして、両校ともに学校運営に対して保護者や地域の理解が大変ございまして、地域とともに教育活動を行ってきたという実績も十分でございます。これらによりまして、担当といたしましては、指定によって地域と学

校の協働による教育活動がより一層期待できると判断しているところでございます。現在両校では、学校運営協議会の設置に向けた準備会が設けられ、保護者、地域関係者、学校による協働体制が整備されているところでございます。次に指定期間でございますけれども、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで3年間でございます。なお、学校運営協議会委員の委嘱・任免につきましては、荻宿小学校ならびに稲田中学校の学校運営協議会からの申請を受け次第、改めてお諮りいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【峪委員長】

ただいまの件についてご質問はございますか。

【高橋委員】

このコミュニティ・スクールってどの学校でもやりたいといって提案できるものですか。

【教育改革推進担当担当課長】

申請いただければ指定可能でございます。

【高橋委員】

今回って2校ですけれども、2校手を挙げて2校指定ということですか。

【教育改革推進担当担当課長】

そうですね、はい。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【中本委員】

これって予算的に何か特別なものがあるんですか。

【教育改革推進担当担当課長】

委員として学校運営協議会にご参加いただいたときに、報償費があります。

【中本委員】

でも実際にはもういろいろな事業をやっていますよね、地域で集まって何かイベントをやったみたいな。ああいう学校を中心にしたコミュニティ・スクールで。

【教育改革推進担当担当課長】

コミュニティ・スクールとしてやっているものにつきましては、基本的には学校予算でやっております。

【中本委員】

学校予算の中でやっているわけですか。

【教育改革推進担当課長補佐】

活動に必要な消耗品などの予算は多少ございます。

【中本委員】

多少ですね、いろいろな補助があるということではなく。基本的には学校が学校の仕切りの中でやるということですね。わかりました。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第 6 8 号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 6 9 号 川崎市博物館の登録等に関する規則の制定について

【峪委員長】

これらの議案はいずれも、博物館法の一部改正に伴う議案ですので、一括して審議することによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは一括して審議いたします。庶務課担当課長、文化財課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第68号及び議案第69号につきまして、ご説明させていただきます。これらの議案は、どちらも博物館法の一部改正に伴う議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、博物館法の一部改正につきまして、文化財課長よりご説明申し上げます。

【文化財課長】

それでは、博物館法の一部改正についてご説明申し上げますので、議案第68～69号資料の1ページをご覧ください。

「博物館法の一部改正に伴う博物館登録等事務の移管について」でございます。平成27年4月1日の博物館法の一部改正により、博物館登録等の事務が都道府県から政令指定都市に移管されます。これに対応するため、事務分掌規則の改正、規則の制定を行うものです。

はじめに、「1. 第4次一括法の施行に伴う博物館法の一部改正」についてでございますが、国から都道府県、都道府県から政令指定都市への事務・権限の委譲等を推進するため、63件の法律を一括して平成27年4月1日付で改正するものでございます。博物館法の一部改正は、この第4次一括法の施行によるものでございます。

次に、「2. 博物館法の一部改正に伴う博物館登録等事務の移管」についてでございますが、政令指定都市の区域内にある博物館の登録及び指定等に関する業務、具体的には、博物館の新規登録、登録事項の変更、登録の取消し、博物館の廃止等に係る事務について、都道府県から政令指定都市に移管されるものでございます。また、政令指定都市の区域内にある博物館相当施設の指定、指定用件欠如の際の報告等に係る事務についても、同様に移管されるものでございます。この事務委譲に伴い、「3. 事務分掌規則の改正」、「4. 博物館登録等に関する規則の制定」を行うものでございます。

なお、「5」にございますように、現在川崎市域にある登録博物館は、川崎市立日本民家園、青少年科学館の2館でございます。また、博物館相当施設は該当ございません。

次に、資料の2ページをご覧ください。博物館法の改正案について、第10条（登録）、第29条（博物館に相当する施設）の新旧対照表を参考に添付しております。

博物館法の一部改正についてのご説明は以上でございます。

【庶務課担当課長】

それでは、はじめに「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」の制定についてご説明申し上げますので、議案第68号の2ページをご覧ください。

制定理由でございますが、「博物館法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規

則を制定するもの」でございます。

主な改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらは、「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」の新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後の条文でございます。この規則は、川崎市教育委員会事務局の内部組織及びその事務分掌を定めておりまして、第4条は事務局の事務分掌について定めております。この度、博物館の登録等の事務が政令指定都市に移管されたことに伴い、文化財課の事務分掌のひとつとして新たに定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

続きまして、「川崎市博物館の登録に関する規則」の制定についてご説明いたしますので、議案第69号の12ページをご覧ください。

制定理由でございますが、「博物館法及び博物館法施行規則の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

規則の内容をご説明いたしますので、恐れ入りますが1ページにお戻りください。

第1条は、この規則の趣旨について定めるものでございます。第2条は、博物館登録原簿の様式を、第3条は、登録申請書の様式や、添付すべき書類について、2ページにまいりまして、第4条は、登録の審査について定めるものでございます。第5条は、登録事項が変更になった際の届出について、第6条は、博物館を廃止した際の届出について定めるものでございます。第7条は、博物館に相当する施設の指定を申請する際の書類について、3ページにまいりまして、第8条は、指定要件が欠如したときの報告について定めるものでございます。第9条は、教育委員会が、博物館登録等を行ったときは告示をすることを規定するものでございます。第10条は、規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定するものでございます。

附則でございますが、「この規則は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

また、4ページから11ページまでに、それぞれの様式を定めております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは、議案第68号、第69号についてご質問等ありますでしょうか。

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。まず、議案第68号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

続いて議案第69号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それではそれぞれ、原案のとおり可決いたします。

議案第70号 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、教職員課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第70号「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、2ページをご覧ください。制定理由でございますが、「特別支援学校に副校長を置くため、この規則を制定するもの」でございます。

主な改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の新旧対照表でございます。この規則は、川崎市立特別支援学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的として制定されたものでございます。

新旧対照表の中ほどをご覧ください。このたび、第16条の2として、副校長の設置と、その職務について定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

引き続き、この度の改正につきまして、教職員課長よりご説明申し上げます。

【教職員課長】

引き続きご説明申し上げます。今回議案としてお諮りいたします、特別支援学校の管理運営規則に関する改正につきましては、田島支援学校に副校長を設置することを意図したものでございます。知的障害の特別支援学校でありました田島支援学校は、平成26年度の再

編整備によりまして、川崎南部地区の知的障害教育、肢体不自由教育及び医療的ケアの拠点として位置付けられ、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せ持つ特別支援学校となりました。同時に、在籍児童生徒の増加に伴いまして、当時の敷地では対応がしきれなくなったために、平成 26 年度から分校として桜校が新設をされ、本校が高等部、桜校が小中学部として設置されたところでございます。本校と桜校につきましては、それぞれの教育部門が独自の教育課程となっております、また両校の距離が 1.5km ほど離れていることから、施設管理あるいは環境整備も含めまして、それぞれが独立した教育体制となっております。しかしながら管理職の配置につきましては、本校に校長 1 名、教頭 1 名、桜校に教頭が 2 名配置されている状況で、学校長が 1 人であるために、決裁や緊急時の対処・判断などにおいて、速やかな対応が困難な状況がございました。このことから、本校、桜校それぞれの課題に迅速かつ適確に対応していくために、桜校に副校長を設置していくものがございます。実際の人員配置につきましては、本校・桜校とも教員定数を増やすことなく、桜校に配置されている教頭 2 名を、副校長 1 名、教頭 1 名として配置をしまいたいと考えております。このような背景から、今回規則改正を行わせていただく議案とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。ご質問等ありますでしょうか。

【高橋委員】

意図のところなんですけど、教頭が 2 名だったところを 1 名にして、ということだったでしょうか。

【教職員課長】

2 名の教頭を、1 名を副校長、1 名を教頭とするということです。

【高橋委員】

それは配置的に大丈夫なのかなと。もともと 2 名いたんですよ。それは建物が同じだったときにもそうですか。

【教職員課長】

現状、本校と桜校がもうすでに分かれてできていて、高等部と小中学校部が運営されているんですが、今の桜校に教頭が 2 人だけの状態で、このままの状態では、本校の校長お一人に負担がかかってしまうのと、桜校独自の課題に関して、校長の判断を仰がなければならぬところでタイムラグが出てくるところもありますので、桜校の教頭のお一人を副校

長として、昇格をさせる状態で、校長先生に代わって判断をしていただける権限を持っていただく、そういう規則改正でございます。

【高橋委員】

そこまでは分かっているんですが、増やすことなく大丈夫なんですか、という意味です。

【教職員課長】

そういう意味では、もともと教頭が2人で分担をしていただいていた部分、それから校長がお一人で担っていただいていた部分を、そういう意味では負担感は少し増えますけれども、もともと教頭が持っていた部分の仕事に、校長が独自に判断をしていただくべき仕事を付加してつけていこうということで、県との協議の中では人件費の関係もあって増やせないということもありましたので、我々の中で事務分担というところを整理をしながら、そういう対応で可能だろうということで、判断をさせていただきました。

【職員部長】

1点付け加えさせていただいてよいでしょうか。教頭職の人数なんですけれども、今年度の4月に特別支援学校の再編を行ったときに、従来校長1、教頭2であった体制を、校長1、教頭3ということで、教頭職を1名、中央支援学校と田島支援学校に増員をしております。そういったことで、負担感についてはすでに対処しているのご理解をいただければと思います。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

ここで休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、再開は 15 時 50 分からといたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、このあとは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第 6 条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

【峪委員長】

それでは再開いたします。

9 議事事項Ⅱ

議案第 7 1 号 人事について

【峪委員長】

教育委員・教育長・総務部長・庶務課長・職員部長・教職員課長を除いて退席をお願いします。

教職員課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 7 1 号は原案のとおり可決された。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。